

## 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

### ●一般事業主行動計画の内容

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境にすることで、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2022年1月1日～2023年12月31日

### 2.内容

目標1 計画期間内に、男性社員の育児休業取得率を10%以上にする。

<対策>

- ・ 2022年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施。
- ・ 2022年10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施。

目標2 小学校卒業までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・ 2022年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- ・ 2022年8月～ 制度導入
- ・ 2022年10月～ 社内への周知、対象者への説明会

### 我社の両立支援の取組

(現在実施中、又は実施していた取組、実績など)

- ・ 育児休業制度導入以後、取得する従業員も多く、またそのほとんどが育児休業後も引き続き復職している
- ・ 産前休暇から育児休業、復職までそのスケジュールや引継ぎ、処遇などについて、所属の事務担当者および本社総務部が窓口となり詳細をフォローすることにより、安心して休業取得できるようにしている
- ・ 子育て期の仕事との両立支援のための短時間勤務制度として、小学校3年生終了までの子供を育てる従業員のための、所定労働時間を申請により6時間まで短縮できる制度を設けている
- ・ 社員旅行に子どもや家族も参加できる